# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質　問 | 回　答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 1 | 実施要項-P.1-2.業務委託の概要-(6)<br>予定価格（提案上限額）について、対象となる3施設の事業はいずれも消費税非課税の取扱いとなることから、消費税及び地方消費税を含まない金額で提案するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | R8.10.8 |
| 2 | 実施要項-P.5-7.選考方法-(2)<br>第2次審査において、企画提案書の要点をまとめたプレゼンテーション資料を別途作成し、当該資料を大型モニターで映写しながら説明を行うことは可能でしょうか。 | 可能です。ただし、あくまでも企画提案書の要点をまとめたものに限ります。提案書に記載のないものを追加して説明することは認められません。 | R8.10.8 |
| 3 | 仕様書-P.5～P.8-業務別委託内容<br>各事業における今年度の事業計画書について、開示または閲覧させていただくことは可能でしょうか。 | 事業計画については現運営事業者が作成しており、提案事項になり得ることから開示できません。 | R8.10.8 |
| 4 | 仕様書-P.10-Ⅲ職員配置<br>各施設における今年度の職員数について、常勤職員・非常勤職員の別にご教示ください。 | 本プロポーザルの企画提案事項に（８）職員についてが含まれており、提案内容に関連するためお答えできかねます。 | R8.10.8 |
| 5 | 仕様書-P.13-別表2費用分担区分-委託料-ごみ収集委託料<br>今年度における月額委託料をご教示ください。 | 受託者負担としている部分であり、町では把握しておりません。 | R8.10.8 |
| 6 | 吉岡児童館及びよしおか放課後児童クラブにおける、今年度の放課後児童クラブの1日当たり平均利用者数について、平日及び土曜日それぞれの人数をご教示ください。 | 令和８年４月～８月の平均利用数<br>吉岡児童館放課後児童クラブ　平日：約50人　土曜日：約5人<br>よしおか放課後児童クラブ　　平日：約75人　土曜日：約6人<br>となっております。 | R8.10.8 |
| 7 | 仕様書-P.15-別表4-各施設の参考配置<br>よしおか放課後児童クラブは3支援単位での運営であるため、最低6名以上の職員配置が必要との認識ですが、本資料では、学校登校日は5名、学校休業日は午前10時まで4名の配置となっています。当該時間帯における支援単位の運用及び職員配置の考え方についてご教示ください。 | 仕様書掲載の別表は参考配置のため、２支援単位分のみ例示したものとなります。<br>３支援単位の配置について、質問回答の別添として掲載いたします。<br>（※なお、関連書類の職員配置計画書（別表）のファイル内にも参考配置を入れております。） | R8.10.8 |

# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質 問 | 回 答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 8 | 仕様書P5　2.開所時間及び休業日等（1）開所時間<br>　延長利用午後6時30分から午後7時まで（延長利用申請者のみ）との記載がありますが、延長利用申請を提出していない方が、延長時間までいた場合は、どのような対応になるのご教示ください。 | その日から延長利用として取り扱いし、退館時に保護者から延長利用申請書を提出をしていただきます。 | R8.10.14 |
| 9 | 仕様書P7　4.委託の範囲<br>　⑮運営協議会を年2回委託者と協働で実施し、地域の意向を取り入れた運営を行うことと記載がありますが、現状の協議会実施状況をご教示ください。<br>　又、地域の方はどの程度までの認識になるのかご教示ください。 | 町直営型、委託型ともに年２回（例年７月・２月頃）実施し、事業計画の確認や事業報告を行っています。<br>委員の委嘱については、大和町児童厚生施設設置条例第２条第２項に基づき町が委嘱を行っております。<br>※条例抜粋<br>(1)　社会福祉協議会を代表する者<br>(2)　児童委員を代表する者<br>(3)　区長，子供会育成者，婦人会，青年団等地域組織を代表する者<br>(4)　知識経験を有する者<br>このうち、上記第３号が地域の方となりますが、行政区長や、学校PTAの役員、地域の子育てサポーターの方を委員として委嘱しております。 | R8.10.14 |
| 10 | 仕様書P10　Ⅲ職員配置<br>　放課後児童クラブ・児童館・支援センターの各職員数（在籍人数）をご教示ください。<br>　又、各職員の資格・賞与の有無もご教示ください。 | 資格については、質問No,4と同様に職員配置計画が審査項目に含まれているためお答えできかねます。<br>賞与については、運営事業者の給与規定等により支払われるものであり、本プロポーザルの募集要項および仕様書に関する質問ではないため回答いたしません。 | R8.10.14 |
| 11 | 実施要項P4　（2）2次審査資料（企画提案書等）の提出<br>※これとは別に、様式5別紙1参考見積書では、契約期間中の施設運営形態の変更を据えた（R10年10月以降の増築・支援単位増を含む）を試算してください。との記載がありますが、R10年10月～R12年3月までの見積書との認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。<br>※実施要項記載のとおり、あくまでも将来の変更契約の参考とするものであり評価には用いません。 | R8.10.14 |

# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質 問 | 回 答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 12 | 【実施要項２(6)　提案上限額】<br>(1) 提案上限額289,074千円は，令和９年度当初の事業規模（増築・支援単位増を含まない）による３年分でしょうか。それとも，令和10年10月以降の増築・支援単位増（仕様書補足資料③④）を含む３年分でしょうか。 | 令和９年度当初の事業規模（増築・支援単位増を含まない）ものとなり、見積書の積算も同様となります。<br><br>６．申込方法<br>（２）２次審査資料（企画提案書等）の提出<br>エ　見積書（様式５・内訳書・様式５別紙１参考見積書）<br>※本プロポーザルで提出いただく見積書（様式５）および内訳書は，公平な比較のため，令和９年度当初の事業規模（増築・支援単位増を含まない）で３年分を算出してください。（審査における価格評価の対象）。 | R8.10.16 |
| 13 | 【仕様書Ⅰ５③　残余の返還】<br>毎年度の収支報告後に返還する「残余」は，委託料から実支出額（間接費を計上する場合はその額を含む）を差し引いた額と解してよいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | R8.10.16 |
| 14 | 【仕様書Ⅰ５，Ⅲ，別表４　現行の職員配置・雇用条件・人件費】<br>見積及び職員配置計画の参考とするため，令和８年度の各施設（吉岡児童館，吉岡児童館放課後児童クラブ，よしおか放課後児童クラブ，大和町児童支援センター）について，個人が特定されない範囲で以下を教えてください。<br>(1) 職員配置：職種別（館長・副館長・施設長代理，児童厚生員，放課後児童支援員，補助員，その他）の人数，常勤・非常勤（パート・短期等）の別と１日・１週あたりの勤務時間，保有資格の状況，平均勤続年数。別表４の参考配置と現行配置に違いがある場合は，その内容。<br>(2) 賃金水準：雇用形態別・職種別の賃金水準（常勤は月給，非常勤は時給の範囲）と，賞与・手当の支給状況。<br>(3) 委託料・人件費：現行契約の契約期間と各年度の委託料額，及び令和７年度の収支決算における人件費の総額と，委託料に占める人件費・事業費・管理費等の内訳。 | (1) 質問No,4　No,10と同様にお答えできかねます。参考配置はあくまでも例示となります。<br>(2) 運営事業者の給与規定等により支払われるものであり、本プロポーザルの募集要項および仕様書に関する質問ではないため回答いたしません。また、人件費積算の目安となり得るため回答できかねます。<br>(3) 契約内容のみ回答いたします。<br>契約期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日<br>契約金額：237,295,000円<br>（令和6年度：79,099,000円）<br>（令和7年度：79,098,000円）<br>（令和8年度：79,098,000円） | R8.10.16 |

# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質 問 | 回 答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 15 | 【仕様書Ⅲ２③，Ⅲ３①，Ⅲ１⑦，別表４　館長の兼務・よしおか放課後児童クラブの副館長】<br>(1) 吉岡児童館の館長が児童支援センターの施設長を兼ねる扱いについて，勤務時間の按分の考え方を教えてください。参考配置（別表４）では，児童館の児童厚生員１と児童支援センターの館長が，それぞれ８時間で計上されています。<br>(2) 見積書及び職員配置計画書（様式４別表）では，館長の人件費・勤務時間を，どちらの施設にどのように計上すればよいでしょうか。<br>(3) よしおか放課後児童クラブの副館長は，常勤である必要がありますか。<br>(4) よしおか放課後児童クラブの運営責任者（館長）及び副館長は，放課後児童支援員との兼務が可能ですか（参考配置に専任の枠が見当たらないため）。 | (1) 児童館勤務の扱いとなります。児童支援センターの参考配置には兼務での記載としており、人員換算には含んでいません。<br>(2) 上記のとおり児童館となります。<br>(3) 常勤を必須とはしておりません。<br>(4) 可能です。 | R8.10.16 |
| 16 | 【仕様書Ⅰ５⑤⑥，Ⅱ放課後児童クラブ２，Ⅲ１⑥　利用状況・加配】<br>(1) 各支援単位の直近の登録児童数と，令和９年度の見込みを教えてください。<br>(2) 土曜日開所及び延長利用（午後６時30分～７時）の，１日あたりの平均利用児童数を教えてください。<br>(3) 障がい児等のために加配職員を配置している場合，その人数と対象児童数を教えてください。また，加配に係る協議の基準と，委託料への反映方法を教えてください。 | (1) 施設ごとに回答します。吉岡児童館放課後児童クラブ定員80名、登録児童65名。よしおか放課後児童クラブ定員105名、登録児童105名。令和9年度も同程度と見込んでいます。<br>(2) 土曜日の利用は質問No,6のとおりです。延長利用については、平均利用算出に時間を要するため登録人数で回答します。吉岡児童館放課後児童クラブ8名。よしおか放課後児童クラブ10名。<br>(3) 加配が必要な障がい児の利用はありません。加配が必要な児童の利用が見込まれる際に協議します。 | R8.10.16 |

# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質 問 | 回 答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 17 | 【仕様書Ⅱ児童館４，Ⅱ児童支援センター４　現行事業の内容】<br>(1) 現在実施している児童館・児童支援センターの事業（各教室，幼児クラブ，イベント等）の一覧と年間実施回数，及び報償費（講師謝礼等）の令和７年度実績額を教えてください。<br>(2) 「ことばの教室事業への支援」（Ⅱ児童館４⑰）の具体的な内容，頻度，従事する職員数を教えてください。<br>(3) 児童支援センターの出前事業（地域に出向く親子の遊び・子育て相談）の，年間実施回数と実施場所を教えてください。<br>(4) 放課後児童クラブにおいて，おやつ・教材費等の実費を保護者から徴収することは可能ですか。また，おやつの提供を行う前提でしょうか。 | (1) 質問No,3と同様で提案事項となるためお答えできかねます。<br>(2) ことばの教室は町の事業となります。週２回吉岡児童館の部屋を教室に実施しており、部屋の調整等で支援、協力をいただいています。<br>(3) (1) と同様で提案事項となるためお答えできかねます。<br>(4) 現在、本町すべての放課後児童クラブで保護者からの実費徴収によるおやつ提供は行っていません。（保護者の持参としているクラブはあります) | R8.10.16 |
| 18 | 【仕様書　別表１・別表２，Ｉ11⑦⑩　費用分担区分・備品】<br>(1) 「備品」と「消耗品」の区分の基準（単価等）を教えてください。<br>(2) 損害賠償保険（町負担）の補償範囲を教えてください。受託者の過失による損害について，受託者が別途保険に加入する必要はありますか。<br>(3) 別表１の「専門的清掃」の範囲と費用負担先を教えてください。 | (1) 基準は１万円となります。ただし、必要物品等の性質にもよるため、疑義が生じるものは都度協議します。<br>(2) 別表１記載のとおり傷害保険（放課後児童クラブ利用にかかる分）は受託者に加入いただきます。町では対人、対物の賠償保険に加入しています。<br>(3) 専門的清掃は別表１記載のとおり町が費用負担します。エアコン清掃やワックスがけ等の必要な清掃を町負担にて行っています。 | R8.10.16 |

# 公募型プロポーザルに係る質問および回答表

| No. | 質 問 | 回 答 | 回答日 |
|---|---|---|---|
| 19 | 【仕様書Ⅰ４②，Ⅰ11　準備期間・引継ぎ】<br>(1) 準備期間中に行う施設の引継ぎ（Ⅰ11⑧）について，実施時期，日数等の想定を教えてください。<br>(2) 準備期間中に，現在従事している職員への説明・面談や，採用活動を行うことは可能でしょうか。 | （1）仕様書４．履行期間及び準備期間において<br>②　準備期間　受託者は契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までの期間を準備期間とし，施設等の確認，職員・資金の確保や指揮命令系統の確立等を行うものとする。<br>なお，当該準備期間に関する経費は，受託者が負担することとする。<br>③　契約締結　契約は令和８年１２月末日までに行うものとする。<br>としているため準備期間は１月から３月を想定しています。なお、施設引継ぎに関しては、上記の施設等の確認を行ったうえで、町、受託者、現受注者の協議のもと決定します。<br>（2）業務時間外および業務に差支えない範囲かつ、現受注者の承諾が得られれば可能と考えます。 | R8.10.16 |